

愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修

＜相談窓口職員向け研修＞

～9月4日（火）台風接近にともない中止したものの代替として開催する研修です～

1. ねらい

障害者虐待防止法が平成24年10月に施行され5年が経ちましたが、未だ深刻な障害者虐待事案が多数発生しています。この状況を改善するには、障害者虐待防止に関わる一人ひとりの意識改革に向けた取組が必要ですが、相談・通報を受け付ける相談窓口職員の役割は特に重要です。

障害者虐待ではないかと感じた時に窓口職員は具体的に何をすべきか、どのように対応するとよいか等について、市町村職員及び障害者虐待防止センター職員等を対象として、基礎的知識及び具体的な対応方法（初動対応）等の修得を目的とした導入研修を実施します。

2. 実施主体 愛知県 （協力：特定非営利活動法人愛知県相談支援専門員協会）

3. 受講対象者

- ①54市町村及び愛知県担当職員（担当部局の長も出来る限り参加が望ましい）
- ②障害者虐待防止センター（委託事業所）の職員
- ③基幹相談支援センターの相談支援専門員（センター長の参加が望ましい）
- ④相談支援事業所の相談支援専門員

4. 受講料 無料

5. 研修日程・会場・定員

日程	会場	定員
12月26日（水）	愛知県社会福祉会館 第1研修室 名古屋市東区白壁一丁目50番地	150名

※ 必ず公共交通機関をご利用ください。（駐車台数に限りがあります。）

6. 研修プログラム（予定） （研修時間・内容については変更となる場合があります）

時間	所要時間	研修科目	講師等
9：10～9：30	20分	受付	
9：30～9：35	5分	オリエンテーション	愛知県障害福祉課
9：35～10：55	80分	障害者虐待防止法の概論と権利擁護（講義）	特定非営利活動法人 愛知県相談支援専門員協会理事
10：55～11：05	10分	休憩	
11：05～12：30	85分	障害者虐待対応における市町村職員の使命（講義）	愛知県内市町村障害者虐待防止担当職員
12：30～13：30	60分	休憩	
13：30～16：30	180分	障害者虐待対応における相談窓口職員の初動対応における役割（演習） ※途中休憩あり	特定非営利活動法人 愛知県相談支援専門員協会理事

7. その他

- ・研修中の携帯電話、スマートフォンの利用は、緊急連絡以外にはできません。利用する場合は、研修会場の外で他の迷惑にならないようご利用ください。無断で利用された場合には、退席していただく場合があります。
- ・会場での飲食は可能です。ただし、ゴミ等はすべてお持ち帰りください。

研修会場 ご来場の際は、必ず公共交通機関を御利用ください。

＜愛知県社会福祉会館 案内図＞

愛知県社会福祉会館
第1研修室（5階）



平成30年度愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修

(相談窓口職員向け研修)

受講申込書

下記の必要事項を記載の上、メール又はファックスのいずれかでお申し込みください。

先着順で受付を行い、定員（150名）に達し次第、御参加いただけない方にのみ、電話・ファックスのいずれかの方法で御連絡します。

※特定の地域や事業所の参加者に偏った場合は、従事する業務内容や地域などにより調整させていただきます場合がありますので、御了承ください。

※12月7日までに当課より連絡がなければ、そのまま当日会場までお越しください。

申込先 メールアドレス: shogai@pref.aichi.lg.jp

FAX: 052-954-6920

締切： 平成30年12月3日（月）※期限厳守

(ふりがな) 氏名	()
所属名	
業務内容	
所属住所	
連絡先	電話： FAX：
受講にあたり、配慮が必要な方は必要な配慮事項を具体的に記入 (例) 車椅子を使用するので座席位置を配慮してほしい。	

※提出いただいた情報は当研修にかかる事務以外には使用しません。